

① 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十三(三) 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換により譲渡した資産の種類及び用途	1		取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は 取得資産と交換差金等を取付した場合は	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円			
交換の相手先の氏名又は名称	2			圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額(12)	14			
交換の年月日	3	平 . .			取得資産の価額(7)	15			
譲渡資産を取得した年月日	4	昭平 . .			取得資産とともに取得した交換差金等の額	16			
交換取得資産を交換の相手先が取得した年月日	5	昭平 . .			取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17			
譲渡資産の価額	6				圧縮限度額 $(15) - (17)$ 又は $(15) - (17) - 1$ 円	18			
取得資産の価額	7				圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19			
(6) と (7) の差額	8			譲渡資産と交換差金等を取付した場合は	資産の帳簿価額を減額した金額	20			
(6) と (7) のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額	9				圧縮限度額の計算	取得資産の価額(7)	21		
譲渡直前の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	10				譲渡資産の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額(12)	22	
	譲渡資産の譲渡に要した経費の額	11					譲渡資産とともに交付した交換差金等の額	23	
計 $(10) + (11)$	12				計 $(22) + (23)$	24			
					圧縮限度額 $(21) - (24)$	25			
				圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26				

別表十三（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、固定資産である土地等を交換した法人が、法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第50条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。
また、連結法人については、適用を受ける各連結
- 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 「(6)と(7)の差額8」の金額が「(6)と(7)のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額9」の金額を超える場合には、損金算入の適用を受けることができませんので御注意ください。
- 4 「圧縮限度額18」には、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合には、「(15)－(17)－1円」の金額を記載します。